

～下請契約締結前にお読みください～

この工事（業務）は津市公契約条例第6条の2に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。下請契約を締結する前にあたり、以下の点をご了承ください。

1 労働環境の確保に係る誓約書の提出について

下請契約を締結する前に労働環境の確保に係る誓約書（以下、「誓約書」という。）の内容をよく読んでいただき、誓約内容に了承していただければ誓約書を提出してください。了承できない場合は下請契約を締結することができません。

2 労働報酬下限額以上の報酬の支払いについて

従事する労働者に対し、労働報酬下限額（1時間あたり1,137円）以上の報酬を支払ってください。

（※契約期間の途中で三重県の最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とします。）

3 労働状況台帳の書類提出について

労働状況台帳提出対象月にこの工事（業務）に従事した労働者がいる場合は、労働状況台帳（以下「台帳」という。）の提出が必要です。指定する期日までに提出してください。

（※ 従事した労働者によっては提出が不要な場合がありますので、2ページのフロー図で確認してください。）

4 アンケートの提出について

津市公契約条例に関する御意見等がありましたら、8ページのアンケートを提出してください。（※ アンケートの提出は任意です。）

5 労働者への周知について

労働者に対し、この工事（業務）が労働報酬下限額対象契約であることを周知してください。

6 違反に対するペナルティについて

労働報酬下限額以上の報酬を支払っていなかった場合や、労働状況台帳等の書類を期日までに提出しなかった場合、虚偽の報告をした場合等は、津市から指名停止措置等を受けることがあります。

7 再下請について

工事（業務）の一部をさらに下請に出す場合は、その下請業者についても、上記の内容が適用されますので、契約前にあらかじめ下請業者の了承が必要です。

また、個人事業主と下請契約する場合は、新たに提出書類の作成が必要です。2ページのフロー図で必要書類を確認してください。